

第3編

平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

1 各部局等における業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務等を行う。

部局等名	平素の主な業務
行財政再建対策室	<ul style="list-style-type: none">・衛星電話など関係機関との連絡手段の取扱いの習熟に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括に関する事・国民保護に係る関係機関との連絡調整に関する事・国民保護協議会の運営に関する事・市国民保護対策本部に関する事・避難実施要領のパターンの作成に関する事・物資及び資材の備蓄等に関する事・国民保護措置についての訓練に関する事・職員の研修に関する事・特殊標章等の交付等に関する事・自主防災組織の活動支援に関する事・国民保護に関する啓発に関する事。・警報等の伝達・通知先の把握に関する事・安否情報事務に係る総合調整に関する事・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
人権文化部	<ul style="list-style-type: none">・（財）とよなか国際交流協会との連絡調整に関する事・外国人に対する支援体制の整備に関する事・自治会との連絡調整に関する事・所管避難施設の運営体制の整備に関する事・警報等の伝達・通知先の把握に関する事・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
政策推進部	<ul style="list-style-type: none">・広報に関する事・情報通信システムの整備に関する事・避難誘導體制の整備に関する事・市長部局等における警報等の伝達体制に関する事・広報車両の把握に関する事・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理に関する事・公園緑地施設の把握、対策に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の体制整備に関する事 ・豊中市伊丹市クリーンランドとの連絡調整に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係予算に関する事 ・市税の減免に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の集約と提供体制の整備に関する事 ・商工会議所との連絡調整に関する事 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・医療体制の整備に関する事 ・市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事 ・介護保険事業者等との連絡調整に関する事 ・医師会等との連絡調整に関する事 ・日本赤十字社との連絡調整に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
こども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等所管する施設の児童の保護に関する事 ・妊産婦・乳幼児に対する支援体制の整備に関する事 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
建築都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅協会との連絡調整に関する事 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
土木下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の把握、対策に関する事 ・下水道機能の確保に関する事 ・水防に関する事 ・応急仮設住宅の建設用地に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
収入役室	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局に対する応援のための体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
豊中病院	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中病院における医療体制の整備に関する事 ・医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・災害医療協力病院との連絡調整に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・豊中病院での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事

水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の警戒等の予防対策に関する事 ・応急給水に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事 ・警報等の伝達に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・消防団の充実・強化に関する事 ・消防職員への特殊標章の交付・管理に関する事 ・NBC対応資機材等の整備に関する事 ・活動体制の整備に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事 ・国民保護の啓発に関する事 ・NBC災害対応の専門的人材育成・研修に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・消防機関相互の連携に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関する事 ・児童・生徒の避難に関する事 ・所管避難施設の運営体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事 ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関する事
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者に関する事 ・市民生活部との連携に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事
各行政委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局に対する応援のための体制の整備に関する事 ・警報等の伝達・通知先の把握に関する事

2 職員の配備体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

ア 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間体制の消防本部及び市役所庁舎守衛から、速やかに市長及び法務・危機管理担当理事等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

イ 市は、時間外、閉庁日において、突発的な事案の発生に迅速かつ的確に対応できるよう、国民保護措置の初動時における対処について、消防本部、消防団と一体となって対応できる体制を確保する。

(2) 市対策本部員等への連絡網の整備

市は、武力攻撃事態等の発生時に市対策本部員等が迅速に参集できるよう、あらかじめ携帯電話等を連絡手段とする連絡網を作成するとともに、携帯メールを活用した呼出など、即時に緊急招集を行えるような環境を整備する。

(3) 市対策本部員等の代替職員の確保

市対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定

し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替参集職員として指名しておく。

3 参集職員の服務基準等

市は、参集した職員の配置及び行うべき所掌事務を、あらかじめ定めるとともに、各部局等は、緊急連絡網を定め、勤務時間外についても国民保護措置の迅速な活動体制を可能にしておく。

4 市対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠場所及び仮眠に必要な設備等の確保
- ⑤ 対策本部の予備施設の指定 等

5 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署においては、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防本部は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。

さらに、消防本部は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の招集基準を定める。

(3) 消防本部と消防団の連携

消防本部は、武力攻撃災害への対処や警報の伝達、避難住民の誘導等について、消防団の装備、資機材、活動内容等を踏まえ、合同の訓練を行うなど実践的な連携体制を整備する。

第2節 関係機関との連携

1 連携体制の整備

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等

市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の連絡先一覧を作成・更新する。

(3) 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化等を図る。

2 指定地方行政機関との連携

市は、市域に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 府との連携

(1) 府の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。

(2) 府との情報共有

市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村国民保護法制連絡会議」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。

(3) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

4 他の市町村との連携

(1) 近隣市町との連携体制

市は、豊能3市2町において、防災対策における相互応援協定の締結や合同防災訓練の実施など、広域連携の方策を講じているとともに、北摂7市3町とも、市町村国民保護計画について調査等を行ってきた。こうした連携・協力体制や豊中市の地域特

性を踏まえ、武力攻撃事態等において、市町相互に連携した対応が円滑に行えるよう、平素から、武力攻撃事態における近隣市町間の連携体制の整備を推進する。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において市域を越える避難や救援が行われることを踏まえ、近隣市町間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関する相互応援協定等について必要な見直しを行うなど、豊能ブロック 3 市 2 町をはじめとした広域的な相互応援体制を整備する。

(3) 消防機関の連携体制の整備

消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、NBCを用いた武力攻撃災害への対応に必要となる特殊な資機材等を含めた消防力の整備状況についての情報交換や、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

5 指定（地方）公共機関等との連携

(1) 連絡先の把握

市は、市国民保護協議会への参画や訓練の実施等を通じて、市域内の指定（地方）公共機関等との緊密な連携を図るとともに、連絡先等について、把握しておく。

(2) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から国民保護措置の実施について協力が得られるよう、物資及び資材等の提供又はその輸送等について、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

6 地域住民等との協力体制の推進

市は、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処など多くの措置を講じることになるが、これらの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、地域住民や地域で活動する関係団体等の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、平常時から、地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化を進め、武力攻撃事態等においても、地域住民相互が助け合い、支えあう自助・共助に基づく自発的な活動が行われるよう、環境づくりの推進及び関係団体等との協力体制の構築に努める。

この際、地域住民等の協力が自発的な意思に委ねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

(1) 関係団体との協力体制

市は、防災のための連携体制を踏まえ、警報等の伝達や避難誘導などにおける災害

時要援護者の支援について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本赤十字奉仕団等の地域において活動する関係団体の自発的な協力が得られるよう、日頃から、意見交換を行うなどして協力・連携体制の構築に努めるとともに、国民保護に資する活動に対し支援を行うなど、その活動環境の整備を図る。

(2) 地域住民組織との協力体制

市は、警報等の伝達や避難誘導、救援、災害時要援護者支援等をきめ細やかに実施するため、近隣住民間で助け合う共助に基づいた自発的な取組みが行われるよう、自治会や自主防災組織等との協力関係の構築に努める。

また、市は、防災講習会や職員の派遣等を通じて住民による自主的な防災組織づくりの支援・育成に努め、地域の防災行動力の充実強化を図るとともに、協力関係を構築しておくよう努める。また、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

(3) 介護保険事業者等との協力体制

市は、要介護者や障害者への警報等の伝達や避難について、介護保険事業者等の協力が得られるよう、必要に応じて、協定を締結するなどにより、介護保険事業者等との協力体制の整備に努める。

(4) 事業所との協力体制

市は、従業員や利用者の安全確保のため、武力攻撃事態等においても、事業者が災害や事故への対応に準じて、避難誘導など適切な対応を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

また、市域内の事業所の国民保護に係る自発的な取組み又は近隣事業所や地域との相互協力が行われるような新たな防災対策における連携が図られるよう支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第3節 研修

1 市職員に対する研修

国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、危機管理室と職員研修所は、国民保護法制、本計画内容、国際的な武力紛争に適用される国際人道法等に係る研修を行う。

また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 府等関係機関と連携した研修

市は、府等関係機関と連携し、消防団員をはじめ国民保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修に当たっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。

3 消防本部による研修

消防本部は、NBC攻撃により発生した特殊災害に安全かつ適切に対応できるよう、専門的人材を育成するための研修を行う。

第4節 情報収集・提供

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対して、適時適切な情報提供等を行えるよう、体制の整備を図る。

2 広報責任者の選任等

武力攻撃事態時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任する。また、提供すべき項目の明確化や広報資料の文案の作成など、情報提供のための事前整備を行う。この場合、市は、府の広報体制と連携を図ることができるようあらかじめ府の体制を把握しておく。

3 相談窓口開設の体制整備

住民等から寄せられる被災状況等に対する問い合わせ等に対して適切に対応できるよう、相談窓口の開設等の体制を整備する。

4 関係機関との情報共有

国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

5 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等について、既存の機器の更新時にデジタル化を図るなど、通信体制の整備に努める。

また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

6 非常通信体制の確保・整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第5節 啓発

1 国民保護措置に関する啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、防災に係る講座等の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮する。

2 住民がとるべき行動等に関する周知

市は、テロ等突発的な事案が発生した場合に、住民自らが身を守るためにとるべき行動（「自助」）について、住民一人一人が認識してもらえるよう、国等が作成する資料を活用するなどして、周知に努める。

第6節 訓練

市は、単独又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行う。

住民参加型の訓練を行う際は、あらかじめ、国民保護措置の重要性についての啓発活動等により住民の理解を得た上で、当該訓練への参加について住民の自発的な協力の下に実施する。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練終了後は、参加者等から意見聴取を行うなどにより、課題や教訓を明らかにした上で、計画の見直し等に反映させる。

【訓練項目】

- ① 対策本部の設置・運営訓練
- ② 被害状況、安否情報などの収集・提供訓練
- ③ 警報・避難指示などの通知・伝達訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 救援実施訓練

第7節 備蓄等

1 市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況等も踏まえ、

府と連携しつつ対応する。

2 府・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、府及び近隣市町と連携し、武力攻撃事態等が長期にわたった場合や、他の自治体から避難住民を受け入れる場合においても、物資・資材を調達できるよう必要な体制の整備に努める。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、優先的に調達しうる体制の整備に努める。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第8節 国民保護に関する調査研究

市は、指定行政機関、府、他市町村、市域を管轄する指定（地方）公共機関が作成する国民保護計画若しくは国民保護業務計画の内容を把握するとともに、市域における事態の想定については、今後も国や府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第2章 避難・救援・災害対処

第1節 避難

1 基礎的資料の準備

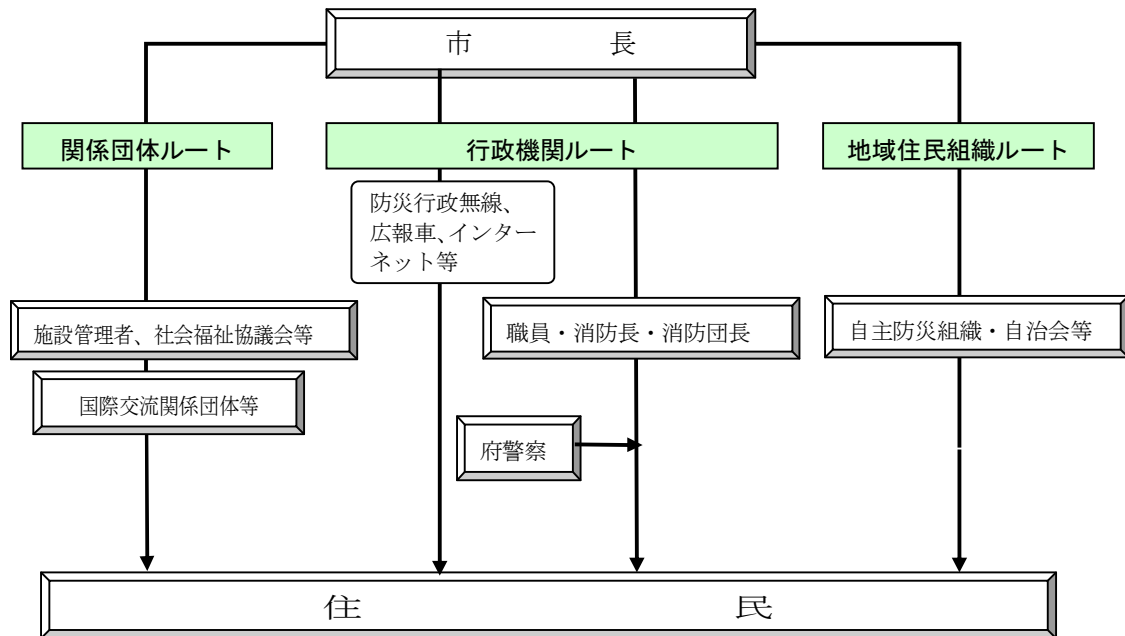
市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、下記区分による人数を把握するとともに、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

- ① 町丁、事業所、学校単位
- ② 災害時要援護者（在宅者、病院入院患者、社会福祉施設入所者）
- ③ 外国人（言語別）

2 警報の伝達・通知

(1) 警報の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。



(2) 府警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築する。

(3) 伝達手段の確認等

ア 市は、サイレンの可聴地域を把握するとともに、不可聴地域については、広報車の走行ルートや、掲示板の設置等の検討を行うなど、既存の伝達手段について、整備・点検等を行う。

イ 市は、地域におけるケーブルテレビ会社（豊中・池田ケーブルネット株）と警報の緊急放送体制の整備について、事前に調整しておく。

(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立

ア 市は、夜間、休日等においても警報の伝達等を迅速に対応できるよう、消防本部との連携を強化するとともに、消防本部からも、同報系防災行政無線でのサイレンの吹鳴等を行えるよう機器の配置について検討する。

イ 通勤や通学などで外出していることが多い平日・昼間帯には、事業所、学校、大規模集客施設等の協力が必要となるため、商工会議所、学校関係者など関係者への協力要請を行うなど、関係者との協力体制の構築に努める。

ウ 曜日、時間帯を問わず、きめ細かく警報の内容を伝達するため、自治会、自主防災組織等の地域住民組織や社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の医療・福祉関係者、国際交流関係団体を通じた伝達が行えるよう、連絡体制の構築に努める。

また、地域住民が互いに声をかけあうなど、地域ぐるみで助け合う共助に基づく伝達が行われるよう、市民相互が支えあうまちづくりを推進する。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる、市域に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(6) 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市は、国民保護に係る住民へのサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）について、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

イ 伝達体制等の周知

市は、住民等への警報の伝達手段（サイレン、防災行政無線、地域住民組織等への協力依頼、ケーブルテレビの緊急テロップ等）や、放送事業者である指定（地方）公共機関がそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより行う警報の内容の放送など、住民の情報収集手段について、住民に対し、あらかじめ周知する。

(7) 災害時要援護者への伝達

ア 在宅の災害時要援護者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分配慮し、あらかじめ、対象者の事前把握に努め、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者との協力体制を構築するとともに、近隣住民の自発的な協力が得られるような環境づくりを推進し、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認しておく。

イ 社会福祉施設入所者・病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる地域の社会福祉施設及び病院を把握し、施設管理者と協議の上、伝達方法等を定める。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人市民等

市は、あらかじめ基本文例を検討しておくほか、(財)とよなか国際交流協会その他の国際交流関係団体と連携し、日本語の理解が十分でない外国人市民等にも警報が伝わるよう環境づくりに努める。

(8) 新たな伝達手段の検討

情報の伝達に当たっては、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、他の手段により必要な情報を伝達できるよう、複数の手段を確保する必要がある、的確かつ迅速な伝達に資する新たな伝達手段について検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市域を越えるパターンを含む。）をあらかじめ作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

(ア) 市は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に係る体制の確立に努めるよう要請する。

なお、市は、指定管理者制度の導入状況を踏まえ、指定管理者との連携体制の確立にも留意する。

(イ) 市は、入所者数を踏まえた搬送手段の確保の方策について施設管理者と調整するとともに、地域住民等の自発的協力が得られる体制づくりを推進するため、地域社会との連携が図られるよう環境整備に努める。

(ウ) 市は、重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先について、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設等関係機関との調整を行う。

イ 在宅の災害時要援護者

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域ぐるみで災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりの推進に努める。

(3) 近隣市町との連携の確保

市は、市域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、市及び市教育委員会は、児童・生徒の避難について、自然災害時の対応に準じて、教職員等による引率、保護者への連絡及び引渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

(5) 集合場所の候補地の選定等

市は、避難住民の誘導を行うに当たって、車両等による運送の拠点性、公共交通機関からの距離、地域の偏り等を考慮し、あらかじめ避難住民を一時的に集合させる候補地を選定し、住民等に周知しておく。

(6) 人口密度が高いことに対する配慮

第4編第2節4(2)ア及びイ参照

4 避難施設

(1) 避難施設の指定

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、次の避難施

設を指定するとされている。

タイプ	施設例	主な目的
収容型	学校、公民館、集会場、体育館等	避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設
集合型	公園、広場、駐車場等	i 避難の際の一時的な集合場所 ii 救援（炊き出しや医療の提供など）の実施場所 iii 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地
退避型	堅ろうな建築物、地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場）等	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

(2) 指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

5 運送の確保

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

ア 鉄道

市は、市域内における各鉄道事業者の輸送能力及び連絡先を把握する。

イ バス

市は、市域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

(2) 市が保有する輸送力の把握

市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。

なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。

(3) 介護保険事業者との協力体制の構築

市は、自力で避難することが困難な災害時要援護者の避難手段について、介護保険事業者と連携を密にし、必要に応じて協定を締結するなどして、運送手段の確保に努める。

(4) 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、府と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議しておく。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、府及び近隣市町と協議しておく。

第2節 救援

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備する。

(2) 府との調整

市は、自然災害時における活動状況等を踏まえ、救援における府との役割分担等について、あらかじめ府と調整を行う。

市は、事前の調整により市の役割となる事務について、円滑に実施できるよう、必要な備えを行う。

2 安否情報の収集・整理・提供

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携

市は、負傷、死亡した住民の安否情報の収集を円滑に行うため、情報収集先となる府警察、医療機関等と、具体的な収集方法等について、意見交換等を行うなどして、連携体制の確立に努める。

第3節 災害対処

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

3 ごみ・がれき処理に係る調整

市は、武力攻撃災害時におけるごみ・がれき処理について、豊中市・伊丹市クリーンランドと事前に相互連絡体制、搬入などの実施手順等について協議しておく。

4 指定（地方）公共機関との連絡体制の整備

市域を業務範囲とする指定（地方）公共機関である電気、ガス、電気通信事業者、道路管理者、運送事業者等が、それぞれの国民保護業務計画に基づき実施する応急対策等について、防災での連携に準じて、緊密な相互連絡を図れるよう、市は、具体的な運用について、各事業者等と協議し、事前に定めておく。

第3章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 内容

(1) 特殊標章

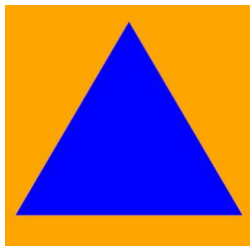
第一追加議定書に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）



(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ① 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

- ① 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ② 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等の使用

市は、赤十字標章等の交付等の対象となる市の管理する医療施設及び市職員である医療関係者（国民保護施行令第18条の医療関係者をいう。）において、赤十字標章等を使用する場合、大阪府が定める交付要綱に基づき、知事の許可を受けて、適正に使用する。